

答 申 第 4 号

鎌情・個審査第 7号
平成20年 6月16日

鎌倉市長 石渡 徳一 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 若 杉 明

平成19年11月16日付け鎌建指第479号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報一部開示決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による「請求者本人に係る建築確認申請手続きについての『工事監理者より提出された報告書』」（以下「本件文書」という。）の個人情報開示請求に対して鎌倉市長（以下「実施機関」という。）が平成19年11月6日付で行った一部開示決定処分は妥当である。

2 異議申立て人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が、平成19年10月26日付で鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、実施機関である鎌倉市長に対し、本件文書について行った開示請求に対して、平成19年11月6日付鎌倉市指令建指第27号で、条例第19条第1項第2号に該当するという理由により一部開示とした処分を取り消す、との決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 条例第19条第1項第2号（以下この項において「本号」という。）の個人情報非開示該当性に係る鎌倉市長の決定は、当該通知書の非開示部分の内容及び非開示理由の表記からは、「建築基準法第12条第5項による報告書」の個別具体性に鑑み、個人情報保護制度の趣旨を損なう不適切なものである。

イ 本件文書に係る「指定事項に対する報告内容」欄に記録されている個人氏名（以下この項において「非開示部分の内容その1」という。）は、当該通知書の非開示理由における「法人の役員以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号に該当する」旨の表記からは、何故、「開示請求者（建築主）に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することになると認められるとき」に該当するのか不明であり、非開示部分の内容その1は、本号に該当するとはいえない。

しかるところ、建築基準法第12条第5項により、特定行政庁たる鎌倉市長及び鎌倉市建築主事から、建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者（以下この項において「当事者」という。）に対し、鎌倉市今泉二丁目1270番19における確認申請済建築物に関する工事の施工の状況に関して、平成19年4月3日付本件文書に係る「指定事項」に対する報告を求められたことは、全く、当事者たる建築主の与り知らないことである。

よって、非開示部分の内容その1は、本件文書に係る当事者ではない、法人（有限会社木村誠一級建築士事務所）の役員（設計者及び工事監

理者) 以外の特定の個人であるところ、何故、本件文書に係る「指定事項に対する報告内容」欄に記録されているのか不可解であって、事実認定のため、開示されるべきものである。

ウ 本件文書に押印されている設計者、工事監理者及び工事施工者並びに開示請求文書に係る「指定事項に対する報告内容」欄に記録されている法人の役員以外の特定個人(以下この項において「当該個人」という。)の各印影(以下この項において「非開示部分の内容その2」という。)は、当該通知書の非開示理由における、「個人の利益を害するおそれがあるため、本号に該当する」旨の表記からは、何故、「開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することになると認められるとき」に該当するのか不明であり、非開示部分の内容その2は、本号に該当するとはいえない。

しかるところ、非開示部分の内容その2は、当該個人に係る特別の管理が行われている印影であるとは認めがたい。また、当該個人の氏名が、記録されている本件文書において、当該個人の姓以外の個人情報を示すものとは認められない。

よって、氏名と一体として、開示されるべきものである。

3 実施機関の個人情報一部開示決定理由説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件請求に係る個人情報を一部開示とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件請求に係る個人情報について

実施機関は、本件請求に係る個人情報について、「平成19年4月3日付、建築基準法第12条第5項による報告書(平成19年4月3日受付 第H18-80号)」と特定した。

(2) 一部開示とした理由は以下のとおりである。

実施機関は、建築基準法第12条第5項の規定に基づき、必要に応じて、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者等に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができることになっている。

提出された建築基準法第12条第5項による報告書にある記載項目のうち、設計者兼工事監理者の従業員が補記し、記名した部分の個人氏名については、法人の役員以外の特定の個人を識別することができるものであり、条例第19条第1項第2号に該当するとの判断により、開示しないこととした。

また、印影については、開示することにより個人の正当な利益を侵害するおそれがあるものであり、条例第 19 条第 1 項第 2 号に該当するとの判断により、開示しないこととした。

4 審査会の判断理由

(1) 本件請求に係る個人情報について

当審査会は、本件請求に係る個人情報について、「平成 19 年 4 月 3 日付、建築基準法第 12 条第 5 項による報告書（平成 19 年 4 月 3 日受付 第 H 1 8 - 8 0 号）」であることを確認した。

(2) 条例第 19 条第 1 項第 2 号について

条例第 19 条第 1 項は、開示請求に係る個人情報に同項各号の非開示情報が含まれている場合を除き、実施機関は当該個人情報を開示しなければならない旨規定している。

条例第 19 条第 1 項第 2 号は、原則開示の例外の一つとして、「開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外の個人に関する個人情報が含まれている場合であって、開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することになると認められるとき。」を規定している。

(3) 以下、本件個人情報の非開示とされた部分について、開示の可否を検討する。

実施機関が非開示とした部分は、「建築基準法第 12 条第 5 項による報告書（平成 19 年 4 月 3 日受付 第 H 1 8 - 8 0 号）」のうち、設計者、工事監理者及び工事施工者の印影並びに報告内容欄に記された氏名及び印影である。

このうち、設計者、工事監理者及び工事施工者の氏名は、条例第 2 条第 1 号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」であり開示は妥当であるが、印影については、銀行等の取引印として使用されている場合も考えられることから、開示することにより当該個人の正当な利益を侵害するものと認められるので、条例第 19 条第 1 項第 2 号により非開示とすることが妥当である。

また、報告内容欄の末尾に記された有限会社木村誠一一級建築士事務所の当該従業員の氏名及び印影のうち、氏名については、条例第 2 条第 1 号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」とは認められず、条例第 19 条第 1 項第 2 号の「開示請求をした者以外の個人に関する情報」である。そして、当該人物は、業務上の責任を負う法人の役員とは認められないことから、その氏名を開示することにより、業務上の責任を直接的

に負う義務のない者を、精神的に追い詰めるなどの被害を及ぼすことが懸念されるため、非開示とするのが妥当である。印影についても、前記の設計者等の印影と同様の理由から、非開示とするのが妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
19. 11. 16	諮問 (諮問第1号)
11. 19	異議申立人に対し、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書送付
11. 20	実施機関に対し、個人情報一部開示決定理由説明書の提出要請
11. 21	個人情報一部開示決定理由説明書を受理
11. 26	異議申立人に対し、個人情報一部開示決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
11. 27	異議申立人から意見書提出、審査会において意見陳述をしない旨の申出
12. 3	実施機関に意見書 (写し) 送付
12. 5	審議 (第4回審査会)
20. 1. 22	審議 (第5回審査会) 実施機関から個人情報一部開示決定理由説明の聴取
2. 25	審議 (第6回審査会)
3. 17	審議 (第7回審査会)
4. 25	審議 (第8回審査会)
5. 14	審議 (第9回審査会)
6. 16	答申